



そのままでは相続手続きができません。

相続人が認知症の場合

2年前、父が亡くなりました。
相続人は母と、息子である私の2人きりです。



葬儀後、父名義の不動産について母と話しあったところ
「将来、息子である私が相続する」ということで落ち着き、それから手続きはせず今に至りました。

それから2年が経過...現在に至る

母が認知症になり、老人ホームで生活するようになりました。
家に誰も住まなくなり、維持管理も大変なので売却したいと思います。
まず登記名義を亡父から私に変更することになりました。



そこで司法書士さんからの一言

お母様が認知症だと このままでは不動産の名義を変えられません。

相続手続では、**相続人全員**で遺産の分け方を話し合う必要があります。
ですが相続人の誰かが認知症だと、その方は遺産分割協議に参加できません。
判断能力がない方に一方的に不利益な協議を成立させてしまうことを防ぐためなのです。

では、認知症等の方がいる場合は
どのように遺産分割協議を進めていけばいいのでしょうか？



成年後見制度を利用できます。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって
自分で物事を判断する能力（事理弁識能力）が不十分な人を保護するための制度です。

家庭裁判所で「後見開始の審判」手続きを行い成年後見人を選任してもらいます。

認知症の方・未成年の方・連絡がつかない方などがおられると
単純な相続手続とは違って様々な問題がでてきます。
家族間でモメていなくとも、相続登記はお早めに！！

相続・成年後見・登記に関するご相談はF&Partnersへ！！

今週の
お客様の**声**

相談を
迷っている方へ

熊谷市 オノ様

守心して依頼して下さい。信頼できるところだと。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

